

第47回 研究倫理審査委員会【議事要旨】

日時 平成24年9月13日（木）午後3時30分～午後5時20分
場所 本学 大会議室
出席者 【学内委員】
平野委員（委員長）、三島委員（副委員長）、秦委員、永江委員、
加藤委員
【外部委員】
木村委員、松本委員、内藤委員
【事務局（記録）】
大地本（事務室管理課）
欠席者 なし

〈議事〉

1. 平成24年8月提出申請書（2件）の審査について

※はじめに、今回提出申請2件のうち1件は、平野委員長が申請者であるため、当該案件については議事進行を三島副委員長に委ねる（平野委員長は退室する）こと、また、もう1件の申請者が学会対応のためヒアリングに出席できず、代理としてヒアリング対応する者も、出張先から午後4時頃に大学に戻るとの連絡を受けているので、審議順を変更すること、について平野委員長から承認を求められ了解された。→平野委員長退室。以下、申請番号94については、三島副委員長が議事進行。

(1) 申請番号94（申請者：平野文子）

- ・審査の過程で確認すべき点があり、申請者に対してヒアリングを行った。
 - ・審査した結果、下記の条件を附することにより承認することとした。
- (1) 受託事業そのものの報告ではなく、受託事業の受講者が研究対象者である研究の結果が学会等外部へ報告・公表される以上は、組織としての「島根県」から研究することの承諾を得る必要がある。様式は問わないが、文書により研究承諾を得て、添付すること。
- (2) 以下についても検討し、適切に記載すること。
- ①同意書等の回収箱の設置場所によっては、回収箱への投入行為が見えてしまうため、自由意志や匿名性の確保に影響することもあると考えられるので、必要な配慮をすること。
 - ②申請者からヒアリングにおいて申告のあったスケジュール等の修正項目について適宜修正すること。

※平野委員長入室。以下、申請番号93については、平野委員長が議事進行。

(2) 申請番号 93 (申請者：高橋恵美子)

- ・審査の過程で確認すべき点があり、申請者に対してヒアリングを行った。
 - ・審査した結果、下記の条件を附することにより承認することとした。
- (1) いずれも S S 実行委員会ではなく島根県立大学として研究する以上は、組織としての「いずれも S S 実行委員会」から研究することの承諾を得る必要がある。様式は問わないが、文書により研究承諾を得て、添付すること。
 - (2) 研究対象者が、今年度のいずれも S S 参加者であり少数限定される。そのため調査の匿名性が薄れると考えられるが、その場合であっても個人が特定されることのないよう配慮すること。
 - (3) 以下についても検討し、適切に記載すること。
 - ①研究倫理申請書、研究計画書、各資料の全体を通して、「障がいをもつ」となっているが、「障がいが(の)ある」に改めること。
 - ②データの管理方法について、研究倫理申請書 5 の 2) で詳しく記載されているが、研究協力のお願ひ文書中においても同様にデータの管理方法を詳しく記載しておくこと。

(3) その他

秦委員から、「研究は重要であり、その研究の審査を受ける以上は、申請者が出席してヒアリングを受けるべきではないか。(=代理者によるヒアリング対応では問題があるのではないか。)」との質問があった。

平野委員長から、①審査規程・委員会運営要領・申請の手引きに、ヒアリングの出席者について明確な規定がなく、②これまでも、事前に申請者から委員長等に連絡があった場合に、代理者がヒアリングを受けたケースがあり、③今回委員会でヒアリング対応者を申請者に限定するという結論は出せないの、従前通りの対応(=代理者のヒアリング対応もあり得る)でお願いしたい、との説明があった。

3. 次回委員会の開催日について

次回(第48回)委員会の開催予定日は、平成24年10月11日(木)午後3時30分とする事が確認された。

～ 以上 ～